

西東京市の教育に関する重点施策（平成 29 年度）

平成 28 年度の重点施策は、今後も行政において対策を講ずべき重要な取組であるため、平成 29 年度も引き続き重点施策として位置づけ、取組を推進していきたいと考えています。

また、4 つの重点施策について、「いじめの対策」と「虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」と「特別支援教育」を統合し、「いじめ・虐待の対策」と「切れ目のない支援の充実」の 2 つに纏めます。

さらに、大綱の基本方針 4 「社会全体での教育力の向上に向けて」及び基本方針 5 「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」を踏まえ、「子どもの居場所の充実」を新たな重点施策とします。

重点施策 いじめ・虐待の対策（継続）

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。

重点施策 切れ目のない支援の充実（継続）

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

重点施策 子どもの居場所の充実（新規）

子どもたちが安全・安心に過ごし、いきいきと活動ができるスペースなど居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちがコミュニティの一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。